

## 業務の運営に関する規程

事業所名 福岡県留学生サポートセンター運営協議会  
無料職業紹介窓口

### 第1 求 人

- 1 本センターは、第4の6に掲げる取扱対象者の範囲等に関する限り、いかなる求人の申込みについてもこれを受理します。  
ただし、その申込みの内容が法令に違反したり、賃金、労働時間等の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不相当である場合、一定の労働関係法令（労働基準法及び職業安定法等）違反のある場合及び暴力団員などによる求人である場合には受理しません。
- 2 求人の申込みは、求人者又はその代理人が直接来所されて、所定の求人票により、お申込みください。直接来所できないときは、郵便、電話、ファクシミリ又は電子メールでも差し支えありません。
- 3 求人申込みの際には、業務内容、賃金、労働時間、その他の雇用条件をあらかじめ書面の交付、ファクシミリの利用又は電子メール等により明示してください。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付、ファクシミリの利用又は電子メール等による明示ができないときは、当該明示すべき事項をあらかじめこれらの方法以外の方法により明示してください。

### 第2 求 職

- 1 本センターは、第4の6に掲げる取扱対象者の範囲等に関する限り、いかなる求職の申込みについてもこれを受理します。  
ただし、その申込みの内容が法令に違反する場合には受理しません。
- 2 求職申込みには、本人が直接来所されて、所定の求職票によりお申込みください。

### 第3 紹 介

- 1 求職の方には、職業安定法第2条にも規定される職業選択の自由の趣旨を踏まえ、その御希望と能力に応ずる職業に速やかに就くことができるよう極力お世話致します。
- 2 求人の方には、その御希望に適合する求職者を極力お世話致します。
- 3 紹介に際して、求職の方に、紹介において従事することとなる業務の内容、賃金、労働時間その他の雇用条件をあらかじめ書面の交付又は希望される場合には電子メールの使用により明示します。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付又は電子メールの使用による明示ができないときは、あらかじめそ

これらの方法以外の方法により明示を行います。

- 4 いったん求人、求職の申込みを受けた以上、責任を持って紹介の労をとります。
- 5 本センターは、労働争議に対する中立の立場をとるため、同盟罷業又は作業閉鎖の行われている間は求人者に、紹介を致しません。

#### 第4 その他

- 1 本センターは、職業安定機関及びその他の職業紹介事業者等と連携を図りつつ、当該事業に係る求職者等からの苦情があった場合は、迅速、適切に対応いたします。
- 2 本センターの行った職業紹介の結果については、求人者、求職者両方から本センターに対して、その報告をしてください。
- 3 本センターは、求職者又は求人者から知り得た個人的な情報は個人情報適正管理規程に基づき、適正に取り扱います。
- 4 本センターが広告等により求人等に関する情報を提供するときは、当該情報について虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示を行いません。また、当該情報について正確かつ最新の内容に保つため、求人者、求職者等から当該情報について提供の中止や内容の訂正の依頼があった場合や、本センターが当該情報が正確ではないことを確認した場合は、遅滞なく対応するとともに、求人者又は求職者に対して定期的に当該情報が最新かどうか確認する又は当該情報の時点を明らかにする措置を講じます。
- 5 本センターは、求職者又は求人者に対し、その申込みの受理、面接、指導、紹介等の業務について、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として差別的な取扱いは一切致しません。
- 6 本センターの取扱職種の範囲等は、求人については、福岡県内の大学院、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校、日本語学校に在籍する留学生をアルバイトとして雇用する事業所の希望職種のすべて、日本国内で就職を希望する者にあつては、出入国管理及び難民認定法に定める在留資格に基づく就労可能な業務のすべて、求職については、福岡県内の大学院、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校、日本語学校に在籍する留学生及び卒業後「特定活動」の在留資格で就職活動を行う者です。
- 7 本センターの業務の運営に関する規定は、以上のとおりであります。本センターの業務は、すべて職業安定法関係法令及び通達に基づいて運営されますので、ご不審の点は係員に詳しくおたずねください。

令和5年9月1日

公益財団法人福岡県国際交流センター

理事長 大曲 昭恵